

# 令和2年度第二回京都市動物愛護推進会議

## 1 開催日時

令和2年10月29日(木) 午後2時～午後3時30分

## 2 開催場所

京都市消防局本部庁舎 7階 作戦室

## 3 出席者(敬称略)

<座長>

森 尚志 (公益社団法人京都市獣医師会会長)

<委員>

上村 享 (近畿ケネル協同組合 理事)

大國 智子 (市民公募委員)

古橋 博昭 (公益財団法人関西盲導犬協会 常務理事)

升光 泰雄 (公益社団法人京都市私立幼稚園協会 会長)

松岡 幸子 (認定NPO法人アンビシャス理事長)

村田 裕史 (公益社団法人京都市獣医師会 副会長)

山崎 陽子 (京都市保健協議会連合会 会長)

和田 晴太郎 (京都市動物園 副園長)

<事務局>

安部 康則 (健康長寿のまち・京都推進担当局長)

中谷 繁雄 (医療衛生推進室長)

南 秀明 (医療衛生推進室医療衛生センター長)

田邊 輝雄 (京都動物愛護センター所長)

西原 和美 (医療衛生企画課生活衛生担当課長)

河野 誠 (医療衛生企画課動物愛護係長)

## 4 次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 座長選出
- (5) 内容  
協議事項

① 第二期京都市動物愛護行動計画の新指標について

② 第二期京都市動物愛護行動計画の概要案について

## 5 会議録

【委員】 一般市民が京都市の動物愛護行政の取組を知ることが出来る機会が少ないと感じている。ホームページやSNSの発信方法を工夫していく必要がある。京都市情報館と動物愛護センターのホームページのリンクを充実させ、さらに動物愛護センターのホームページで京都市の動物愛護行政の施策をもっと紹介してはどうか。例えば、京都市民が動物に関することが知りたい場合、まず動物愛護センターのホームページに行け

ば、そこからペット防災や譲渡事業などのより詳細なページに移ることができるような、分かりやすい仕組みを作る必要がある。SNSの発信方法を工夫するということがなれば、新たに予算が必要になることでもないで、上手く活用していくべきである。

**【事務局】** 現在、動物愛護センターではホームページの他にも Facebook, Twitter, Instagram により、積極的に情報発信に努めているところである。しかし、御意見のとおり、そもそも京都市がどのような取組を行っているのか積極的に発信していくことを考えていく必要がある。まずは、動物愛護センターの若手職員と、ホームページや SNS の一層の活用に向けて、話し合う場を設けていきたい。

**【委員】** 京都市のふるさと納税の使い道が一覧で紹介されているホームページがあるが、動物愛護の項目をそこに載せてみてはどうか。また、ふるさと納税の使い道の中には教育に係る施策があるので、現在小学校低学年向けに配っている副読本を、高学年や中学生も対象にしてより充実させることで、ふるさと納税の活用対象としていくことも検討してみてはどうか。とにかく、せっかく良い取り組みをしているのだから、もっと見える化した方が良い。また、他の自治体では防災に関するホームページから、ペットについての防災のページにとべるような仕組みが徐々に導入されている。京都市は先駆的な取組をしているのに、市民に伝えられておらずもったいないと感じている。ペット防災のページについても動物愛護センターのホームページを一度経由させるようにすれば、動物愛護センターの啓発にもつながるのではないかと。

**【事務局】** 基金やペット防災に関して、動物愛護部局が発信している情報の媒体だけでなく、関係部局と連携し、より効率的に情報発信をしていけるような仕組み等を研究していきたい。今まで以上に動物愛護が目にとまるような仕組みを考えさせていただく。

**【委員】** 前計画でパブリックコメントをとった際には意見は集まったのか。

**【事務局】** 平成27年に前計画を改定した際は、京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の制定や、動物愛護センターの開設と時期が重なったこともあり、非常にたくさんの意見をいただいた。今回も前回と同様に多くの方から御意見をいただくにはより周知、啓発に力を入れる必要があると考えている。

**【委員】** 指標項目における犬の殺処分数が0となっているが、殺処分0という言葉自体が世間の注目を集めやすいものなので、表現の仕方は気を付けた方がいいと思う。指標で示している数が、殺処分の分類のうち、どれにあたるのかということを確認して記載しておいてはどうか。また、現時点のパブリックコメント案では、読む人が少ししんどいのではないと思う。パブリックコメントを書いてみたいと思わせるような、要点を絞ったものがあるといいのではないかと感じた。

**【事務局】** 殺処分数の考え方については資料の中に書かせていただいているが、伝わりにくかったかと思う。こちらの趣旨がより分かりやすいような表現に改めさせていただく。また、パブリックコメント案についてはもう少し簡潔にしたものを検討させていただきたいと思う。

**【委員】** 先ほどの殺処分に関する意見はそのとおりである。しかし、どういう表現をしたところで意見は出てくるものだと思う。それならば、殺処分の数について凶暴性によりやむなく殺処分された頭数や、環境の変化により収容中に亡くなってしまった頭数も正確に書いた方が京都市の頑張りが伝わるのではないかと。ただし資料内にすべて書き込むスペースもないので、詳細はホームページを参照してもらう形にしてはどうか。アニラブクラスやペット防災についても、詳細なホームページを作っておいて、そこに

とんでもらうようにすれば良い。

【事務局】 資料にある情報は伝えたいと考えているものではあるが、情報量が多くなることで意見がいただけなくなるようなことは避けたい。多くの意見をいただけるような資料のあり方を考えさせていただく。

【委員】 ペットの災害時の対策について、ペットホテル等と災害時の動物の一時預かりについてボランティア契約を結ぶことを検討してみてもどうか。

【事務局】 多くの方々と連携していくことは重要だと考えている。動物取扱業の責任者講習会のような場で投げかけていくことを検討したい。

【委員】 犬猫に関する苦情の件数について、最近多頭飼育の問題をよく話題になるが、京都市ではどれくらいの数を探知しているのか。

【事務局】 一つの案件で複数の苦情が寄せられるケースもあるが、件数としてもものすごく多いということはない。しかし、解決までの時間を非常に要することが多く、多頭飼育崩壊に至る前に食い止めることが重要だと考えている。京都市では条例で多頭飼育の届出を定めており、多頭飼育崩壊の事前の把握に努めている。令和元年度までの届出件数は124件である。

【委員】 意見募集の資料は量が多く読み進めることが少ししんどいかなと感じたので、もう少しシンプルになってもいいのではないかと思っている。以前の会議で質問させていただいた副読本の活用について、学校の先生等を対象にアンケートを行っていただいたが、生徒を対象にしたものも行ってみたいかどうか。子供から大人に伝わっていくものもあると思う。また、動物愛護センターに子どもたちが足を運びたいと思わせるような紹介や活用の仕方を考えてみたいかどうか。

【事務局】 資料については、もう少し読みやすくなるように検討させていただく。副読本のアンケートについては、あらためて活用を考えたいというような意見をいただいております、実施させていただいて良かったと感じている。また、副読本の改良点についても意見をいただいているところであり、活用の仕方等についても検討させていただきたい。

【委員】 先ほど、ボランティアの一時預かりについて意見が出ていたが、東日本大震災の時には京都市でも被災者のペットの一時預かりのボランティア募集を行っていたかと思う。その時の経験を生かせるのではないか。また、獣医師会所属の病院において、被災時のペットの預かりが可能かどうかをホームページ等で公表してもらえると、一般の飼い主はすごく助かると思う。

【委員】 獣医師会所属の病院でペットの預かりが可能かどうかについては、定期的に調査している。公表するかどうかについては、これから検討していきたい。

【委員】 行動計画に動物を飼っていない人を対象とした取組を入れることは出来ないか？

【事務局】 動物を飼っている人、飼っていない人ともに啓発の対象となる教育の分野について、次期計画では充実させたいと考えている。一方で、課題の一つに飼い主のマナーがまだ浸透していないことがあり、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づき取り組んできたところではあるが、飼い主のマナーが向上するよう努めることが、人と動物との共生社会の実現につながると考えている。

【委員】 以前、避難訓練で小学校の遊具を利用したペットの避難スペースの模擬設営を見たこ

とがある。自主防災会の方々へ、ペットの避難に関する指導を行っていただき、一頭でも多くの動物が受け入れられる体制を作っていただきたいと思う。また、前回会議で野良猫の問題について相談させていただいた際には、すぐに医療衛生センターが対応してくださった。改めて感謝を申し上げたい。

【委員】 動愛法が改正され、獣医師の虐待通報が義務化されたが、動物病院等の獣医師の間でも実際に疑わしいケースがあった場合どのように動くべきか悩んでいる。動物愛護センターのホームページに虐待通報のQ&Aのようなものを作成したり出来ないか。

【事務局】 ホームページ等で発信する前に、まずは本市と京都市獣医師会で協議を行い、虐待通報対応の体制を調整していきたい。虐待通報への窓口は動物愛護センターになるので、疑わしいケースがあれば、動物愛護センターに相談いただければと思う。

【委員】 市民からの虐待相談はどれくらいあるのか。

【事務局】 一般的に多い相談例は、近所の家から悲鳴のような鳴き声が聞こえるや、散歩に連れていっているところを見たことがない、というようなものであり、一つの案件で複数の相談が寄せられることもある。相談があった際は、医療衛生センターの方から飼い主への適正な飼い方について指導を行っている。

【委員】 動物取扱業について、最近ペットの歯石除去やマッサージ等のこれまでにないような業態が出てきている。そのような業者を把握することは出来るのか？

【事務局】 例えば、動物を一時預かって処置をするというような場合は、動物取扱業の保管業となり、動物愛護センターが把握している。しかし、歯石除去やマッサージ等の行為について定めた法律が現時点では整備されておらず、自治体としても対応が難しい状況である。